

こようほけんせいど
雇用保険制度

<p>きゆうしょくしゃきゆうふ 求職者給付</p>	<p>きほんてあて 基本手当</p>	<p>いっばんひほけんしゃ りしょく きゆうしょくかつどう おこな 一般被保険者が離職し求職活動を行う しつぎょうちゆう せいいかつ あんてい おく りしょくまえ 失業中の生活を安定して送るために、離職前 ちんぎん おう いったい がく いったい きかん ねんれい の賃金に応じた一定の額が一定の期間（年齢 りしょくりゆうどう にち にち しきゅう や離職理由等によって 90日～360日）支給 されます。</p>
	<p>ぎのうしゅうとくてあて 技能習得手当</p>	<p>【受講手当】 じゆこうてあて こうきょうしょくぎょうくんれんなど う ひ 【受講手当】 公共職業訓練等を受けた日で きほんてあて しきゅう たいしやう ひ 基本手当の支給の対象となる日について、 にちがく えん しょうげんがく えん しきゅう 日額500円（上限額20,000円）が支給されま す。 つうしよてあて こうきょうしょくぎょうくんれんなど おこな しせつ 【通所手当】 公共職業訓練等を行う施設へ つうしよ てあて こうつうしゆだん いったい の通所のための手当が交通手段によって一定 はんいない しきゅう の範囲内で支給されます。</p>
	<p>きしゅくてあて 寄宿手当</p>	<p>こうきょうしょくぎょうくんれんどう う もの せいけい 公共職業訓練等を受けるため、その者に生計 いじ どうきよ しんぞく べっきよ きしゅく を維持されている同居の親族と別居して寄宿す ばあい しきゅう る場合に支給されます。</p>
	<p>しょうびょうてあて 傷病手当</p>	<p>きゆうしょく もうしこ あと にちいじょうけいぞく 求職の申込みをした後に 15日以上継続して しつぱいとつ しよくぎょう つ ばあい きほん 疾病等のために職業に就けない場合に、基本 てあて か しよていきゆうふにつすう はんいない しきゅう 手当に代えて所定給付日数の範囲内で支給され ます。</p>
	<p>こうねんれい きゆうしょくしゃきゆうふ きん 高齢者求職者給付金</p>	<p>こうねんれい ひほけんしゃ さいいじょう しつぎょう ばあい 高齢被保険者（65歳以上）が失業した場合 ひほけんしゃきかん おう いちじきん しきゅう に、被保険者期間に応じて、一時金として支給 されます。</p>
	<p>とくれい いちじきん 特例一時金</p>	<p>たんきこようとくれいひほけんしゃ しつぎょう いったいようけん 短期雇用特例被保険者が失業し、一定要件を み いちじきん しきゅう 満たしたときに一時金として支給されます。</p>
	<p>ひやといろうどうきゆうしょくしゃ 日雇労働求職者 きゆうふきん 給付金</p>	<p>ひやといろうどうひほけんしゃ しつぎょう ひ 日雇労働被保険者が失業している日につい いんしほけんりょう のうふまいすうなど おう いちじきん て、印紙保険料の納付枚数等に応じて一時金 しきゅう が支給されます。</p>
<p>しゅうしょくそくしん 就職促進 きゆうふ 給付</p>	<p>しゅうぎょうそくしんてあて 就業促進手当</p>	<p>【就業手当】 しゅうぎょうてあて いったい しよていきゆうふにつすう のこ たんじかんしゅうろうどう 一定の所定給付日数を残して短時間就労等の さいしゅうしょくてあて しきゅう しょくぎょう つ 再就職手当の支給とならない職業に就いた ばあい いったい ようけん もと しきゅう 場合に、一定の要件に基づき支給されます。</p>

		<p>【再就職手当】 <small>さいしゅうしょくてあて</small> 所定給付日数の3分の1以上を残して、安定した職業（1年を超えて雇用継続または、公共職業安定所長が認めた事業）に就いた場合に、基本手当の残日数に応じて算出される額が支給されます。</p>
		<p>【就業促進定着手当】 <small>しゅうぎょうそくしんていちやくてあて</small> 再就職手当を受けた者が、6か月以上雇用され、再就職後の賃金が離職前の賃金よりも低い場合に、低下した賃金の6か月分が一時金として支給されます。（基本手当の支給残日数に応じて上限あり）</p>
		<p>【常用就職支度手当】 <small>じょうようしゅうしょくしたくてあて</small> 就職困難な方（障害者等）が安定した職業（1年以上）に就いた場合、一定の要件に基づき一時金として支給されます。</p>
<p>いてんひ 移転費</p>		<p>公共職業安定所等の紹介で就職、または公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、住所・居所を変更する必要があると認められた場合に、鉄道賃、車賃などが支給されます。</p>
<p>きゅうしょくかつどうしえんひ 求職活動支援費</p>		<p>【広域求職活動費】 <small>こういききゅうしょくかつどうひ</small> 公共職業安定所の紹介により遠隔地にある事業所で面接等をした場合に、交通費及び宿泊料が支給されます。</p> <p>【短期訓練受講費】 <small>たんきくんれんじゅこうひ</small> 公共職業安定所の職業指導により再就職のため必要な職業に関する教育訓練を受け、修了した場合、訓練受講の費用の一部が支給されます。</p>

		<p>【求職活動関係役務利用費】</p> <p>求人者との面接や教育訓練等のため、子の保育等サービスを利用した場合、その費用の一部が支給されます。</p>
<p>きょういくくんれん 教育訓練 きゅうふ 給付</p>	<p>きょういくくんれんきゅうふきん 教育訓練給付金</p>	<p>厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し修了した場合に、受講費用等の一部が支給されます。</p>
	<p>きょういくくんれんしえんきゅうふきん 教育訓練支援給付金</p>	<p>※令和4年3月31日までの暫定措置</p> <p>初めて専門実践教育訓練を受講する方で、受講開始時に45歳未満など一定の要件を満たした場合に、失業の認定を受けて訓練を受けている日に対して支給されます。</p>
<p>こようけいぞく 雇用継続 きゅうふ 給付</p>	<p>こうねんれいこようけいぞくきゅうふ 高齢雇用継続給付</p>	<p>【高齢雇用継続基本給付金】</p> <p>雇用が継続していて60歳以後に賃金が低下（75%未満）した場合に、賃金の低下割合に応じて支給されます。</p>
		<p>【高齢再就職給付金】</p> <p>離職し、60歳に達した日以後に再就職して被保険者となったが、離職時と比較して賃金が低下した場合に支給されます。</p>
	<p>かigoきゅうぎょうきゅうふ 介護休業給付</p>	<p>【介護休業給付金】</p> <p>被保険者（一部除外あり）が対象家族（配偶者、父母、子、孫等）を介護するために休業した場合に支給されます。</p>
<p>いくじきゅうぎょう 育児休業 きゅうふ 給付</p>	<p>いくじきゅうぎょうきゅうふきん 育児休業給付金</p>	<p>被保険者（一部除外あり）が1歳（場合によっては2歳）未満の子を養育するために休業した場合に支給されます。</p>